

当院脳神経外科で手術治療をうけ脊髄髄内腫瘍と診断された患者さんへのお願い

課題名：脊髄髄内腫瘍の治療成績と予後改善因子の解明

1. 研究の対象

2009年4月から2020年3月に当院で手術治療をうけ、脊髄髄内腫瘍と診断された方

2. 研究期間

2021年3月1日～2023年3月31日

3. 研究目的

脊髄髄内腫瘍は治療方法が確立しておらず予後不良である。そこで、本研究では、東北大学病院をはじめとする全国多施設の症例治療経験を集約し、稀少疾患である脊髄髄内腫瘍の治療成績と予後改善因子の解明を目的とする。

4. 研究方法

本研究は、日本脊髄外科学会公認の多施設共同研究である。

脊髄髄内腫瘍症例について、共同研究機関からデータを収集し統計解析を行う。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

カルテ番号 年齢・性別・合併症（既往歴）・内服薬・発症形式・発症年月日・初診年月日・初診時神経学的所見・画像所見・入院年月日・手術年月日・手術所見・治療内容・入院時臨床経過・退院年月日・退院時所見・外来経過・最終予後 等

6. 外部への試料・情報の提供

データセンターへのデータの提供は、特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。対応表は、当センターの研究責任者が保管・管理します。

7. 研究組織

北海道大

北海道脳神経外科記念病院

札幌麻布脳神経外科病院
中村記念病院
秋田県立循環器・脳脊髄センター
東北大
岩手医大
総合南東北病院
自治医科大学
群馬大学
信州大
日本医大
獨協医科大
順天堂大
埼玉医療センター
聖マリアンナ医大
亀田総合病院
国立がんセンター
東京大
東邦大
東京慈恵会医大
東京医大
順天堂大
帝京大
東京女子医大
都立神経病院
湘南鎌倉病院
千葉大
北里大
筑波大
横浜市立大
名古屋大
愛知県がんセンター
名古屋医療センター
愛知医科大
平成藤枝記念病院
藤田保健衛生大
神戸大
大津市民病院
富永病院

三重大
奈良県立医科大
京都府立医科大
和歌山県立医大
大阪大
近畿大
京都大
大阪市大
大阪医大
守口生野記念病院
信愛会脊椎脊髄センター
医誠会病院
岡山大
大田記念病院
福岡大
広島大
愛媛大
愛媛大
長崎大
久留米大
うちかど脳神経外科クリニック
鹿児島大

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学大学院 医学系研究科 神経外科学分野 講師 遠藤俊毅

住所 宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1

電話 022-717-7230

研究責任者：

東北大学大学院 医学系研究科 神経外科学分野 講師 遠藤俊毅

研究代表者：

東北大学大学院 医学系研究科 神経外科学分野 講師 遠藤俊毅

◆個人情報利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】 <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合